

プロパンガス業者、解約巡り

「工事費返金を」次々提訴

利用者は反訴

プロパンガスの解約をめぐる、一宮市の業者が、利用者に配管工事代金の支払いを求める訴えを名古屋地裁一宮支部に相次いで起こしている。利用者らは「契約の自由が奪われる」として、訴えられたことへの精神的苦痛に対する慰謝料などを求めて反訴。利用者と消費者問題に取り組み弁護士らは15日、グループを結成した。

業者の訴えによると、契約では配管の工事代金は業

者が利用者に貸し、解約時に返金することになっているのに、10万円前後の代金が払われていないと主張している。

県内の約850業者などでつくる県エルピーガス協会によると、通常、工事代金を後になって請求されることはないという。プロパンガスは都市ガスなどの認可料金と異なり自由料金だ。協会は「特別な契約内容であれば業者が契約時に十分説明すべきだ」と指摘

する。

発足したのは「エルピーガスの適正な取引を求める市民の会」。業者は朝日新聞の取材に「明確な契約に基づいて請求しているのに、支払ってもらえない。裁判を起すしかなかった」と話している。

相談は県弁護士会・消費者問題対策特別委員会の瀧康暢弁護士（公團通法法律事務所）（0586・26・6266）まで。

（上田真由美）

労災指定

接骨院

午前8:30~12:00
午後4:00~8:00
(土曜は6時まで)
日曜・祝日

三川平二丁目126
67-67-2687